

令和4年度第1回狭山市協働推進協議会会議録

開催日時	令和4年6月2日（木） 午前10時00分から午後12時10分まで
開催場所	狭山市稲荷山環境センター 大会議室
出席者	天谷委員、荒木委員、石川委員、遠藤委員、小川委員、後藤委員、 田口委員、水村委員、安永委員、小山委員、前田委員、宮地委員
欠席者	安藤委員、豊泉委員、影山委員
事務局	市民部長、市民部次長、 自治文化課長、同課主幹、同課主任
公開・非公開の別	公開
傍聴者	なし

1 開会

2 委員自己紹介

各委員の活動分野と協働事業の関わりについて、各委員が紹介

3 正副会長の選出

委員の互選により、小山会長、後藤副会長を選出

4 議題

(1) 協働によるまちづくりについて

資料4：「狭山市協働によるまちづくり条例の目指す狭山市」について、事務局が説明。

(2) 令和4年度の市の取組について

資料5：「令和4年度の取組について」について、事務局が説明。

〈質疑応答・意見〉

会 長 昨年度はコロナ禍であったため、対面での会議が開催できずにいたが、そのような中でもオンラインでの交流会を開催したことで、対面だけでなく、オンラインでも交流ができることを示せたことは、今後の取組にもつながるものである。

本日は資料8：「NPO等との協働事業調査票（令和3年度予定）」

(以下、調査票という。)として、市民団体等と市が協働で実施している事業についての情報提供があった。こういった情報は、今後の検討材料になるよい情報であるとする。

委員 調査票に掲載されている事業や団体の他にも、多くの協働事業や活動団体がある。

委員 調査票に掲載されている内容では、掲載されている団体がどのような団体であるかわからない。
団体の構成員の年齢層、特に若い世代が活動している団体等の情報が分かるようにしてほしい。

事務局 この調査票は、市民団体等と市が協働で実施している事業について、各課に照会した結果を取りまとめたものであるため、すべての協働事業や団体についての情報が掲載されているものではない。
各団体の構成員の年齢層について、すべてを把握しているわけではないが、子育て支援の分野で活動している団体については、若い世代の女性が多いと認識している。

会長 この調査票は、市と連携して実施されている協働事業のみが掲載されており、市を介さないで実施されている協働事業については掲載されていないものであると認識している。

委員 若い世代に対して、どのような協働事業が行われているのか周知できていないのではないかと。周知方法を含め、若い世代を巻き込んでいく方法も検討していく必要がある。

委員 この調査票を基に今後の取組について、議論を進めていけばいいのではないかと。この調査票には市が取り組んできた協働の成果がまとめられている。
こういった協働の取組が広く市民にも広がっていけばよいと考える。

委員 調査票に掲載されている事業について、その多くが継続事業となっているが、本当に市民に求められている事業であるか、また、市としてさらに推進していく必要があるのか、変化していく状況の中で考えていく必要があるのではないかと。
また、大学生と連携している事業等については盛り上がりを見せているものの、若い世代が関わっている事業が少ない。これは、周知の方法に問題があると考えられる。
継続することにより事業を広めていくことも重要であるが、新しく

改革・進化する方向に市として注力してもらいたい。また、その過程でぜひ協力したい。

委員 多くの団体では構成員の高齢化が進んでおり、新しい活動をする余力がない。

また、若い世代の多くは、まちづくりを自分ごととして意識していないため、その意識を変えていかないことには地域の中での支え合いが成り立たなくなってしまう。その点についての議論を重ねていくことも必要ではないか。

委員 現在行われている協働事業が市民のニーズに応えられているのか検証が必要ではないか。

協働が掲げる「誰もが住み続けるまちを作る」という目標は容易に達成できるものではないと考える。

目標に向かってどのように活動していくか、またその活動をそのように存続させていくのか、検討していく必要があるのではないか。

会長 「住み続けたいまち」の概念は、その人の家族構成や社会状況によって変化していくものである。

まちづくりにゴールはないため、短期的な目標を立てるのではなく、みんなで考え続けることで、何か問題が生じたとしても、自らの手で解決していけるのではないか。

委員 自分の団体は、2年間協働事業の補助金の交付を受け活動し、現在は寄付と会費で事業を実施している。

補助金の交付を受け活動している間に、協力してもらえる事業者等を紹介してもらい、ネットワークづくりができた。市の担当課に相談できる環境があったからこそ、つながりが生まれたと考えている。

市には市全体の方向性を示した総合計画があり、その策定に市民も関わっているが、そのメンバーについても若い世代は少ない。

会長 様々な団体等がつながらないとできないことがある。つながりや支援がないとできないことがあるという視点は協働について考えるにあたって一つの軸になるのではないか。

事業を企画しても人が集まらないといった声を多く聞くが、それは市民が「参加してみよう」という気持ちにならないことを表しているのではないか。

委員 「住み続けたいまち」がいったい何を指すのか見えてこない。地域ごとに様々な年代の人が集まって話し合う機会を設ける必要があると

考えるが、参加する人が固定化されないよう工夫が必要である。今は時代の流れが速く、まちづくり条例ができた当時と比べても大きく変化している。そのため、常に議論していく必要があると考えている。

狭山市内には多くの大学があり、多くの大学生が市内に住んでいる。大学生を対象としたインターンシップを提案型協働事業として実施している自治体もあり、大学生が地域に貢献する機会となっている。アイデアを具体的な行動に落とし込んでいく必要がある。

この協議会についても、委員同士が交流していくことが必要ではないか。

(3) まちづくり推進室(仮称)の設置に向けた検討について

資料9:「まちづくり推進室(仮称)についての検討経過」について、事務局が説明。

〈質疑応答・意見〉

会 長 狭山市が取り組んできた協働によるまちづくりは、他の自治体と異なり、協働のガイドラインが条例に先立って策定され、ガイドラインに基づいた担い手の育成事業として市民提案型協働事業と行政提案型事業が実施されてきた。

その後、慎重な議論を重ねた上で、まちづくり条例が施行され、条例に基づき具体的な行動や事業を進める母体として協議会が設置された経緯がある。協議会としてどのようなことが可能であるか、議論を重ねてきたが、協議会として結論を出すには至っていない。

協働事業を推進するにあたって、市に対して協働事業をより推進するための部署を創設してほしいと提案することも可能であると考えますが、市民主体のまちづくりを進めていくためには、市民が自発的に行動を起こそうとした際に、連携・サポートしてくれる機能が必要ではないかと考えている。

今後の方向性を検討するため、委員の皆さんの意見を伺いたい。

委 員 先進自治体ですでに取り組んでいるような、各市民団体の方が集まれる場所は必要だと考えている。多少の金銭負担はあったとしても、市民団体の方が気軽にコピーやインターネットを利用できる場所があれば、市民団体の方々が顔を合わせる機会が増え、一緒に何か事業をやりたいといった動きにつながるのではないかと。交流会を開催せずとも、市民団体が集まれる仕組みをつくれば、うまく協働が進んでいくのではないかと。

中間支援組織としての仕組みづくりを考えるのであれば、基金を創設しなければ組織の独立性が担保できない。そのためには企業との

マッチングが必要。

中間支援組織は、企業と市民活動団体のマッチングを行うとともに、基金を活用して事業に助成を行うのがよいのではないか。

また、市の中に「まちづくり支援課」といった組織を立ち上げるより、外部への委託事業とした方がよいのではないか。

委員 地域の中にある様々な課題について、まずは地域での解決を目指して活動し、地域で解決できない課題については、市と協働して解決を目指すことが協働の考え方であると思っていた。

中間支援組織については、地域の人が自由に出入りし、困りごとやその解決に向けた活動について話し合える場所となる必要があるかと考える。また、そのコーディネートを行える人材が必要だと考える。

委員 中間支援組織の機能については、新規事業として立ち上げることや基金の運営などについて議論してきた。

ここで再度議論し、組織を作っていくことが必要であると考え。三鷹市には、市民の自発的な活動を応援したり、市や地元の金融機関などの出資を募るといった活動を市民が中心となって行っている組織がある。そういった事例や現状を鑑み、組織の在り方を検討できればいいと考えている。

会長 本日は、中間支援組織の在り方等について結論を出すのではなく、今後、協議会において、中間支援組織の在り方等をテーマに議論していくことについて、皆様に理解していただく場としたい。

(4) その他

本年度の市民提案型事業について、追加で実施事業の募集を行うこととし、令和4年9月から開始する事業を広報さやま7月号及び市公式ホームページ等で募集することを事務局が説明。

〈質疑応答・意見〉

委員 提案型協働事業について、募集の目的や、こういった内容の提案を市が求めているのか教えてほしい。

事務局 市民提案型協働事業とは、地域の課題などについて、課題解決に向けて市と協働したい事業について提案いただくものである。

委員 企業が提案することも可能なのか。また、市民と企業が一緒になっ

て提案する際の条件等はあるのか。

事務局 市民提案型協働については、実施団体及び補助対象を市民活動団体としているため、企業は事業提案の主体及び補助の対象とはならない。

(補足説明)

市民活動団体の中に、企業の方が含まれる場合や市民活動団体と企業が連携して実施する事業については、対象となる場合もある。

委員 「協働」の定義をきちんと確認したい。それを確認しないと、今後、協働を推進していくことはできない。

委員 提案型協働事業の追加募集を行うのであれば、説明会の実施が必要ではないか。説明会の場で参加者からの意見や疑問に思っていることなどを聴取できれば、今回の募集につながらずとも、今後の参考にできることもあると思われる。提案前の応募の段階から、協働事業をスタートしているとの認識をもってほしい。

委員 現在の協議会の実施方法では、委員同士の活発な意見交換ができないと思われる。実施回数や実施方法等を再度検討してはどうか。

会長 会議の実施方法等については再度検討し、委員の意見を活かせるように議論を進めていきたい。

5 閉会